

令和 8 年度 一共第 105 号・一共第 106 号・一共第 108 号漁業権漁場口開要領

一共第 105 号、第 106 号（専属）、第 108 号（重茂入会）のわかめ、うに等の口開けについて、次のとおり決定しましたので操業に当たっては、遺憾のないようにご留意下さい。

令和 8 年 4 月 10 日

関係組合 宮古漁業協同組合、重茂漁業協同組合

区 分	口 開 期 間 及 び 採 捕 日	操 業 時 間	漁 具	備 考
わ か め	(ア) 生育状況をみながら早期に口開けする。4 月、5 月、6 月を通じて 10 回以内。 (イ) わかめ養殖種用メカブは、その時点で協議の上、口開けする。 (ウ) わかめ養殖種用メカブは自家用だけとし、販売、贈与等はしないこととする。	1 時間ないし 1 時間 30 分をめぐりにその都度決定する。	鏡、かま	すじめ（ゾーカ）の採取については、わかめ口開と同時に開口する他、まつも等雑海藻の口開と抱き合わせとすることができる。 又、わかめ漁期終了後の採取については状況を見ながら協議決定する。
う に	凧日和を見て協議の上、5 月 1 日から 8 月 10 日迄の間口開けとすることとし、採捕回数は資源保護の観点から漁況を見て協議決定する。 （但し、資源状況により、口開期間を変更できるものとする。） その他の制限条件 (ア) 1 口開日の採捕量は各月共 1 隻最高 1 籠とする。 (イ) 籠は管理委員会が指定するものを使用することとする。 (ウ) 管理委員会が指定した「うにさし」を所持し、計測の上、殻径黒うに 5 cm、赤うに 4 cm（トゲは除く）以下のものは放流すること。 (エ) 「島」とか「そえ場」とりは禁止とする。 (オ) かまの使用を認める。 (カ) 操業開始時刻と切揚時刻は厳守すること。	5 月：午前 4 時 30 分から午前 7 時までの 2 時間 30 分 6 月：午前 4 時 30 分から午前 7 時までの 2 時間 30 分 7 月：午前 4 時 30 分から午前 7 時までの 2 時間 30 分 8 月：午前 5 時から午前 7 時 30 分までの 2 時間 30 分 （但し、状況により操業時間を変更できるものとする。）	鏡、二本かぎ、三本かぎ、たも、かま	
ほ や	令和 8 年 7 月 1 日から同 9 月 30 日までの間に凧、日和、潮時を勘案して口開けする。	その都度決定する。	鏡、ほやかぎ	

【特記事項】

1. わかめ、うに等の口開中止となった場合、その決定が口開け日の前日、当日にかかわらずその日は鏡止めとする。
2. 出漁の際は救命胴衣を着用し、津波警報・津波注意報が発令されたならば、操業を中止し、直ちに避難すること。
3. 操業禁止区域 一共第 105 号：宮古港内の出崎防波堤突端の元赤灯台と出崎埠頭防波堤突端を結んだ線の内側海域。（周年・全種目）
 一共第 106 号：磯鶏・木材港内のヨットハーバー施設右側の木材港防波堤突端から、真東に南防波堤を見通した線の内側海域。（周年・全種目）